

11. 関係者との連携について

水質汚染事故や水系感染症の発症などがあったときは、厚生労働省、茨城県県民生活環境部及び茨城県企業局などの関係機関と情報交換するとともに、連携して迅速に対策を講じます。

また、茨城県企業局県南水道事務所利根川浄水場からの受水団体である茨城県南水道企業団と情報交換を図りながら、適切な対応を行い、安全な水を供給します。